

(1)はじめに

①趣旨、目的

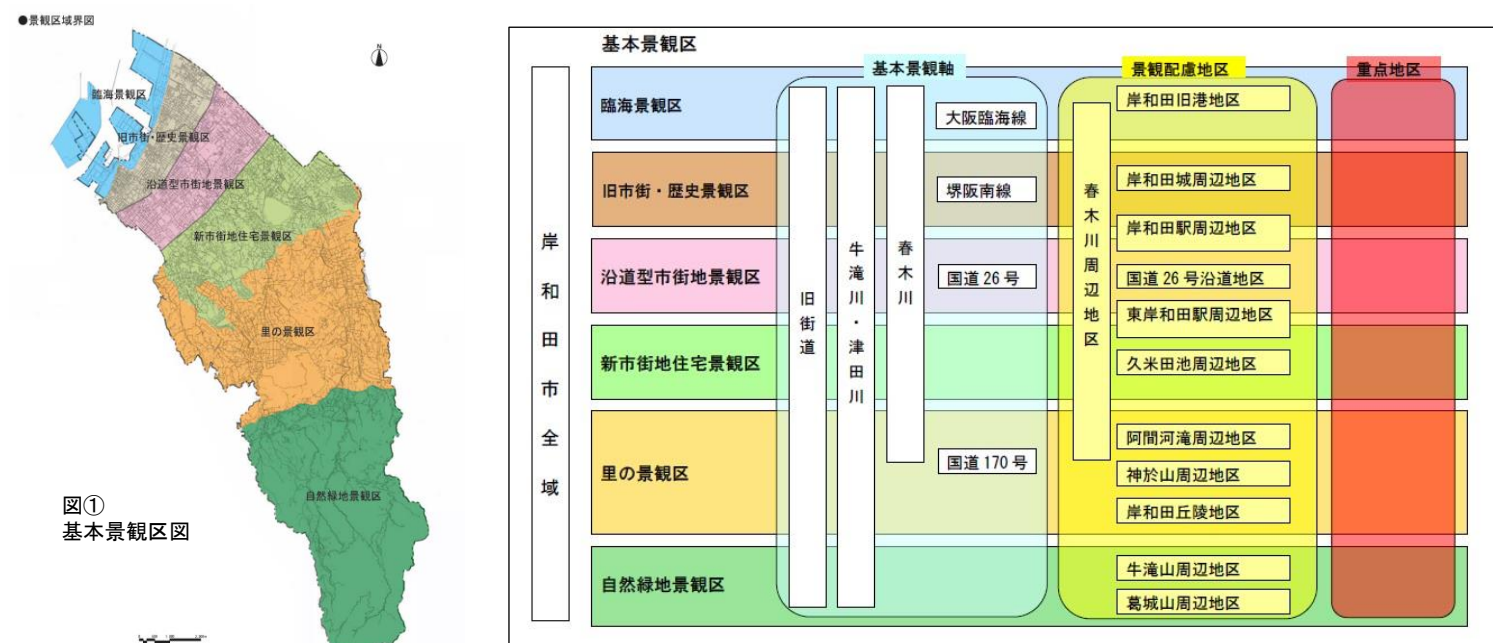
屋外広告物は景観の重要な要素であり、その表示・掲出については、景観形成の目標及び方針に基づき、建築物や工作物の形態意匠に関する制限に併せて、景観形成に配慮することが必要です。

そのため、景観上より好ましい屋外広告物について具体例を示すことの必要性和、事業者による自主的な景観配慮がなされる際についての指針が必要であることから、マニュアル(案)の策定を検討します。

②景観計画の位置づけ

本市では、積極的に景観まちづくりを進めるため、平成20年に景観行政団体へと移行し、平成22年に景観形成の目標等を実現するため、景観法に基づき、岸和田市景観計画を策定しました。

景観計画では、恵まれた自然、歴史、文化遺産を活かし、岸和田市にふさわしい風格ある景観づくりに努め、さらに岸和田らしい魅力あふれた快適なまちとして、これを次代の市民・事業者を引き継いでいくことを目的とし、市域全体を景観計画区域に定めています。6つの景観区、7本の景観軸、12箇所の景観配慮地区を位置づけています。



表①
景観体系表

③屋外広告物の位置づけ

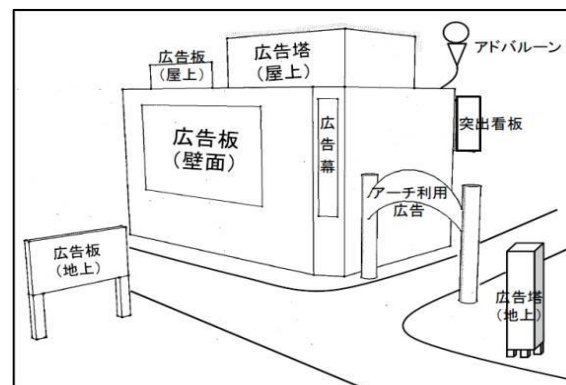
屋外広告物は、まちの賑わいを演出し、消費者等への情報提供するために設置されるだけでなく、まちの景観形成にも重要な構成要素となっています。また、その安全管理についても徹底が必要です。そのため、屋外広告物の掲出に関する関係法令が整備され、大阪府屋外広告物条例が制定され、平成25年から大阪府より本市が事務移譲を受け、許可業務を行っています。

(2)屋外広告物の概要について

①屋外広告物とは

屋外において、常時又は一定の期間継続して公衆に掲げられるもので、右図のような看板や広告塔のほか、チラシやポスターも含まれます。

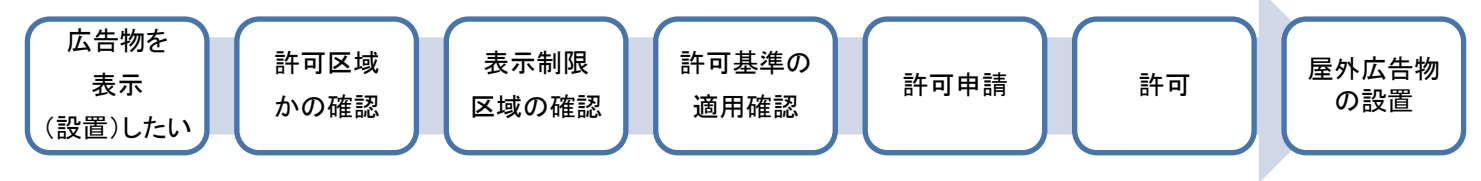
営利を目的としない場合でも上記に該当する場合は適用されます。



図② 屋外広告物の種類
大阪府 屋外広告物のてびき引用

②屋外広告物の掲出までの流れ

- ・許可期間は2年間であり、継続して掲出する場合は、許可申請が必要。
- ・種類や面積に応じて許可申請手数料が必要。



③許可時の区分について

- ・自家用広告物 … 自己の事業所敷地内で掲げるもの。7㎡を超えると申請が必要
- ・非自家用広告物 … 自家用以外のもの。道先案内板等は規模に関わらず申請が必要

④掲出の規制について

- ・禁止物件 … 街路樹、消火栓、陸橋、郵便ポスト、トンネル、信号機、送電塔、道路柵、記念碑など
- ・禁止区域 … 第一種低層住居専用地域、文化財保護法の規定で指定された地域、大阪府知事が指定するもの、古墳、墓地
- ・制限区域 … 阪神高速道路、主要幹線道路(一般国道、府道)、金剛・和泉葛城山系区域

(3)景観と調和した広告物について

マニュアルに示す配慮事項について以下のように検討します。

①景観と調和した広告物についての基本配慮事項

■ 大きさ

周辺のまちなみに適した必要最小限のものとする。

- ・周囲に圧迫感を与えない規格。
- ・可能な限り、許可申請が不要な規模。

■ 高さ

周辺のまちなみに適した必要最低限の高さとする。

- ・周囲の建物から突出しないよう、スカイラインを統一。

■ 数量

表示すべき情報・内容を絞り、必要最小限の掲出数とする。

- ・掲出数を抑え、情報の埋没を防ぐ。
- ・シンプルな表示とし、内容を絞る。

■ 色彩

基調色や色数、明度・彩度に注意する。

- ・派手なものを避け、情報が的確に伝わる色調。
- ・色数を抑え、色彩の面積を減らし、仕様色の調和(地色の反転、類似色調和、色相調和、トーン調和)。
- ・景観形成ガイドラインⅠ・Ⅲを参考とする。

■ 周辺環境との調和

周辺環境の地域特性を踏まえ、周辺環境の色彩にも調和したものとする。

色使いやデザイン、素材に配慮し、まちなみとの一体感を持たせる。

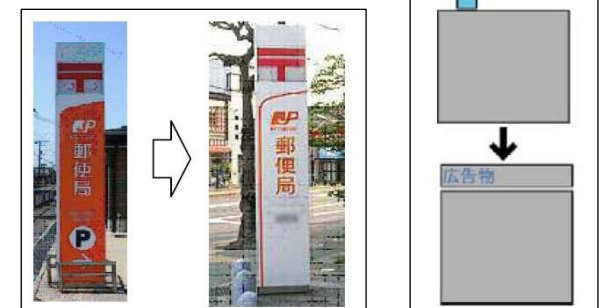
- ・広告物単体でなく、まちなみとの調和する広告物。

■ 表現

伝えたい内容を絞り込み、簡潔な表現とする。

- ・書体など文字体を工夫し、見やすさを確保。

図③
基本事項に配慮した工夫例



②パターン別広告物の基本配慮事項

- 壁面広告物
 - ・窓面等の開口部をふさがない。
 - ・建物壁面の範囲内に設置。
 - ・複数の内容を表示する場合は集約化。
- 屋上広告物
 - ・広告物地色を建物壁面と同系色とし、建物と調和する。
 - ・スカイラインを統一し、隣接建物との調和に配慮した大きさ・高さ。
- 自立広告物(サインポール)
 - ・建物とのバランスに配慮した高さ。
 - ・支柱や地色は、彩度を抑え、周辺と調和。
 - ・見通しや通行を妨げない位置、高さ。
- のぼり旗・立て看板
 - ・路上掲出は違法であり、通行の妨げ・事故防止から、必ず敷地内に掲出。

③景観区別の配慮事項

表②
景観区別配慮事項

基本景観区	主な特徴・施設等	屋外広告物掲出における配慮事項
臨海 景観区	漁港、岸和田大橋 岸和田水門	【地域特性】海への眺望を大切にする、水際の工業地 【配慮事項】・事業所における掲出数は必要最低限とする。 ・表記内容は事業所名・商標及び営業内容に留める。
旧市街・歴史 景観区	岸和田城(石垣・堀) 歴史的なまちなみ (城下町・紀州街道) 近代建築物、だんじり宮入	【地域特性】岸和田のシンボルとしての秩序あるまちなみ 歴史的保全区域にも含まれる 【配慮事項】・まちなみと調和。 ・色彩、大きさ、デザイン、色彩について、建物と調和したもの とし、突出したものは避ける。
沿道型市街地 景観区	国道26号 中央公園、春木川	【地域特性】都市軸にふさわしい沿道のまちなみ景観を演出する地域 【配慮事項】・賑わいの創出とともに周辺景観との一体感に配慮。 ・ベースカラー、スカイラインの統一。
新市街地住宅 景観区	熊野街道、古墳 久米田池・田畑 川・水路・ため池	【地域特性】良好な住宅地を形成し、風致を活かす地域 【配慮事項】・住宅地にふさわしい落ち着いた空間形成。 ・家並みとの調和に配慮し、住宅部分への設置は避ける。
里の景観区	神於山、丘陵、石垣 ため池・農村集落 果樹園	【地域特性】丘陵地、田園風景等の保全・回復に努める地域 【配慮事項】・地色と文字色を反転させる等の工夫。 ・高彩度で華美な内容の仕様は抑える。
自然緑地 景観区	葛城山、溪谷、ブナ林 山村・山寺	【地域特性】自然風景との調和を図り、里地・里山の保全に努める地域 【配慮事項】・アースカラーを基本に、自然素材を使用を心がける。 ・高輝度で発光・点滅するものは避ける。

(4)適正な維持管理について

安全管理は生命、安全な生活を守る上で、最も注意すべき事項です。
広告物は時間の経過とともに老朽化し、点検を怠ると雨露による腐食や強風による倒壊の恐れがあります。
そういった劣化から思わぬ事故に繋がる可能性があります。
そのような事態を防ぐためにも、日常から安全点検は最も重要であり、事業者の責務です。

以上を踏まえ、安全管理の徹底についてマニュアルに示すよう検討を予定します。

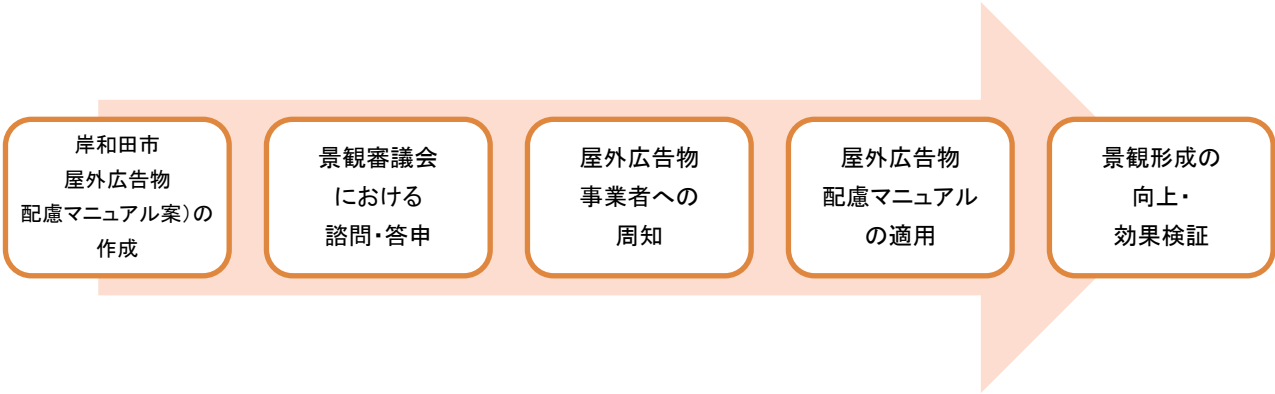
- 自主点検結果報告書
大阪府屋外広告物条例では広告物の継続許可申請の際、4mを超える広告物については必ず「自主点検結果報告書」の提出を求めています。

また、平成30年には条例改正が予定されており、管理義務を徹底するとともに、点検資格者を厳格化し、「屋外広告物安全点検報告書」の提出を義務付ける予定と大阪府は報告しています。



写真①
突出看板落下の事故例
(2015.02札幌市で発生)
出典:朝日新聞

(5)今後の岸和田市での取り組みスケジュール案



(6)その他 岸和田市での屋外広告物に関する取組／検討事項

■本市での安全管理における取り組み

商工会議所を通じて、事業者へのチラシ配付(2,000部)



図④
屋外広告物啓発チラシ

HPでの安全管理・許可申請の啓発



図⑤
岸和田市HP



写真②
講習会の様子

■良好な屋外広告物の紹介の検討

良好な屋外広告物の事例紹介を行うことで、事業者に対し意識醸成を図ります。

また、特に良好なものについては、取り上げ表彰事業へつなげていくことを検討します。

図⑥ 表彰事業の例
京都かんぱんねっとHP引用

